

提案地方公共団体等 提出資料

| 通番 | ヒアリング事項 | ヒアリング 団体 | ページ |
|----|--|-------------|----------------|
| 44 | 保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲(5件) | 兵庫県 | 1~2 (45と一体) |
| | | 群馬県 | 3~10 |
| 45 | 都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止(6件) | 兵庫県 | 1~2 (44と一体) |
| 46 | 都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止(2件) | 福島県 | 11 |
| 40 | 消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲(1件) | 東京都 | — |
| 3 | 開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大(1件) | 川崎市 | 12~13 |
| 41 | 開発行為の許可権限の希望する市への移譲(3件) | 東広島市 | 14~19 |
| 42 | 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(2件) | 酒々井町 | 20~30 |
| 2 | 都市計画の軽易な変更の見直し(2件) | 二本松市 | 31~36 |
| 1 | 一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲(1件) | 函館市 | 37~39 |
| 4 | 都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和(1件) | 埼玉県 | 40 |
| 43 | 都市公園の廃止に係る規定の弾力化(2件) | 芦別市 | 41~45 |
| 31 | 備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和(2件) | 全国市長会 | 46~54 |

(44)保安林の指定の解除における追加資料

平成26年8月25日作成【兵庫県】

1 事前相談から保安林指定解除の確定告示まで、特に時間がかかっている事例(また、生じた支障事例)

| 年度 | 国民別 | 省 | 所在場所 | 保安林種名 | 申請事由 | 面積 | 事務処理日及び日数 | | | | | 合計日数 | | |
|----|-----|---|-------------------------|-------|---------|--------|---------------|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|-------|
| | | | | | | | 事前相談(補正等含む) | 申請書提出(申→県) | 進達(県→国) | 予定通知(国→県) | 予定告示(県公報) | 確定告示(国官報) | 日数 | 月数 |
| 24 | 民 | 省 | 豊岡市城崎町湯島寺ノ谷806-2ほか8筆 | 水かん | 指定理由の消滅 | 0.1443 | H21.12.3 → | H22.7.27 236日間 | H22.8.20 24日間 | H24.1.31 529日間 | H24.4.10 70日間 | H24.9.3 146日間 | 1005日間 | 33ヶ月間 |
| 24 | 民 | 省 | 宍粟市一宮町福知字田ノ小屋1757-2 | 水かん | 公益上の理由 | 0.1164 | H22.8.22 → | H23.10.27 431日間 | H23.11.8 12日間 | H23.12.5 27日間 | H23.12.20 15日間 | H24.9.3 258日間 | 743日間 | 24ヶ月間 |
| 25 | 国 | 省 | 佐用郡佐用町大垣内字向イノ山575-7ほか4筆 | 水かん | 公益上の理由 | 0.0621 | H22.5.13 → | H24.8.6 816日間 | H24.8.16 10日間 | H24.9.7 22日間 | H24.9.28 21日間 | H25.6.10 255日間 | 1124日間 | 36ヶ月間 |

備考

- 1 事前相談から申請書提出までの期間は、申請者より最初に相談等あった日を事前相談日とし、それから関係者の同意、地元調整、申請書作成、県による申請書の確認、補正等を行っているため長期間となっています。
- 2 年度24・番号8の予定通知までは申請書等の補正があったため長期間となっています。

2 その他保安林指定解除の権限が国にあることで、支障となっている事例

- ・平成5年度ふるさと林道緊急整備事業創設時には、迅速な事業着手の要請から林野庁指導のもと、保安林解除ではなく、保安林解除ではなく、保安林内作業許可により対応し、事業完了後に一括して保安林解除を行う考えであった。
- ・平成7年度に保安林内作業許可の取扱い(林野庁通達)が一部改正され、広域基幹林道(森林基幹道)であっても車道幅員4m以下であれば作業許可で対応が可能となった。
- ・事業完了時に改めて林野庁に相談したところ、「作業許可で対応したものは原則として解除できない」との方針が示された。
- ・ふるさと林道の事業趣旨が、地域間交通の整備が遅れている地域において、林道、農道の整備を促進することにより解消することが地域振興に寄与するものであったところ、保安林のまま存置すれば林道を市道・県道に移管ができず、恒久的な維持管理に支障が生じている。
- ・明確な公的施設管理者が存在し、災害防止等の観点から支障のない転用済案件について、地域の実情に応じた迅速な対応ができるよう、知事への権限移譲が必要である。

| 事業名 | 開設年度 | 路線名 | 管理主体 | 保安林種 | 所在場所 | 管理延長 m | 要解除面積 (ha) | 備考 |
|--------------|--------|-------|-------------|------|---|-----------|---------------|--|
| ふるさと林道緊急整備事業 | H5～H10 | 上村米地線 | 兵庫県(豊岡市養父市) | 水かん | (起点)豊岡市出石町上村字ワヤ1407番2 (終点)養父市奥米地字坂山314番4 | 6,157 | 9.5533 | 保安林内作業許可により開設開設完了後、県道へ管理移管するため道路敷は保安林解除する予定であった。 |
| | H5～H11 | 山東朝来線 | 兵庫県(朝来市) | 水かん | (起点)朝来市山東町与布土字鶴垣内448番2 (終点)朝来市朝来町川上字上ノ垣2461番 | 4,247 | 5.5922 | 保安林内作業許可により開設開設完了後、県道へ管理移管するため道路敷は保安林解除する予定であった。 |

(45)都道府県による保安林の指定・解除に係る国の同意協議の廃止について 追加資料

■保安林解除の大臣同意協議の実績表【平成21年度～平成25年度】

平成26年8月25日作成【兵庫県】

| 番号 | 国民別 | 事務所名 | 省別 | 決定告示年度 | 市町名 | (大字) | 字 | 番地 | 決定告示日 | 保安林種名 | 申請事由 | 面積 (ha) |
|---------|-----|------|----|--------|--------|-------|------|------------|----------|-------|--------------------------|---------|
| 3 | 民有林 | 姫路 | 県 | 21 | 神崎郡神河町 | 杉 | 上ノ段 | 965-25 | H21.5.22 | 水かん | 指定理由の消滅(森林復旧困難、鶏舎用地への転用) | 4.3070 |
| 平成21年度計 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 民有林 | 神戸 | 県 | 22 | 神戸市東灘区 | 本山町岡本 | 扇山 | 1315-2ほか4筆 | H22.8.31 | 土崩 | 指定理由の消滅(森林復旧困難) | 3.5453 |
| 平成22年度計 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 民有林 | 豊岡 | 県 | - | 美方郡香美町 | 村岡区味取 | 島井南平 | 44ほか1筆 | - | 水かん | 土砂採掘用地とするため | 3.1159 |
| 平成25年度計 | | | | | | | | | | | | |

- 重要流域内の流域保全の民有保安林【1号～3号保安林】…《農林水産大臣》
- 重要流域内における流域保全の保安林以外【4号～11号保安林】…《県知事》
- 重要流域外における流域保全の保安林【1号～3号保安林】…《県知事》

- ・ 大規模解除に伴う災害発生の懸念なり、おそれには蓋然性が必要であるが、これまでに知事権限の解除案件で重大な災害が発生した事案を承知しておらず、むしろそのようなおおそれがあれば解除は見込めず、また、おそれのないよう、適切な代替施設等の配置を審査・指導している。
- ・ 国の協議において、解除の適否自体が覆ったり、解除面積の縮減や代替施設の規模・構造・配置の修正を指示された事案も承知しておらず、専ら協議図書の形式的審査に終始している実態があることから、協議図書の作成手間や国における審査時間の短縮は解除申請者にとって、その負担感は少なくない。
- ・ 都道府県知事権限に係る保安林解除は規模の大小にかかわらず、都道府県知事の責任のもと、地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。